

# 加賀市制限付き一般競争入札等実施要綱

〔平成17年10月1日〕  
告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が工事又は製造の請負を発注するに当たり、競争入札参加者の選考について、透明性、公平性を高めるとともに、良質な競争性の確保を図るため、制限付き一般競争入札を実施することに関して、加賀市財務規則(平成17年加賀市規則第35号。以下「財務規則」という。)その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 制限付き一般競争入札の対象は、設計金額が3,000万円以上の工事又は製造の請負とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加することができる者は、当該年度において本市に競争入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者とする。

2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者及び入札の公告の日から入札の日までの間に市の指名停止措置を受けている者は、入札に参加できない。

(入札の制限)

第4条 前条に定めるもののほか、制限付き一般競争入札を行おうとするときは、市長は入札参加資格者に対して、次の各号に定める事項を制限に加えることができる。

- (1) 経営事項審査結果による総合数値
- (2) 本店、支店及び営業所等の所在の有無
- (3) 特定建設業の許可の有無
- (4) 等級別建築施工管理技師又は土木施工管理技師の一定数の有無
- (5) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置の有無
- (6) 年間平均工事完成高
- (7) 対象工事種別に係る競争入札参加資格審査及び契約事務取扱要綱に規定する等級
- (8) 施工実績に係る事項
- (9) その他必要と認める事項

(入札保証金の免除)

第5条 財務規則に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、制限付き一般競争入札に参加する者の入札保証金を免除することができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う工事又は製造の請負から適用する。